

## ILO結社の自由委員会における公務員制度改革案件の経緯

平成14年2月、3月 連合、全労連がILO(結社の自由委員会)に提訴

平成14年11月 ILO理事会にて結社の自由委員会報告書を採択

- ・ 公務員の労働基本権の現行の制約を維持するとの考えを再考すべき。
- ・ 法令を改正し、結社の自由の原則と調和させる見地から、全ての関係者と率直かつ有意義な協議を速やかに行うこと。
- ・ これらの協議は、日本の法令及び慣行がILO条約の規定に反している、国の行政に直接従事しない公務員への団体交渉権及びストライキ権の付与など6事項の論点について特に扱うべきである。

平成15年6月 ILO理事会にて結社の自由委員会報告書を採択

- ・ 公務員の労働基本権の現行の制約を維持するとの考えを再考すべき。
- ・ 結社の自由の原則に調和する法律改正について、速やかに合意するよう努力すること。
- ・ 協議は、公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の保障、ストライキ権の付与など5事項の論点について特に扱うべきである。

平成18年3月 ILO理事会にて結社の自由委員会報告書を採択

- ・ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)や政労協議(平成18年1月16日開催)等を通じた公務員制度改革に関する事態の進展を歓迎する。
- ・ 関係者による対話が構築されたことに興味を持って留意しつつ、関係者に、公務員制度改革及び結社の自由の原則に調和する法律改正について、速やかに合意に達することを目的として現在継続中の努力を続けるよう強く促す。
- ・ 協議は、公務員への労働基本権の付与など5事項の論点について特に扱うべきである。